浜松市上下水道部公告第32号

浜松市上下水道部の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浜松市上下水道部契約規程(昭和41年浜松市公営企業局管理規程第17号)が準用する浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第4条の規定に基づき公告する。

令和6年 2月 9日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 内藤 伸二朗

記

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務委託名 令和6年度 交通整理業務(住吉) (水道工事課)
 - (2) 業務委託の場所 浜松市上水道事業給水区域(住吉)
 - (3) 業 務 内 容 漏水修繕工事において工事個所の安全を確保するため、交通誘 導員による誘導作業を行う業務
 - (4) 履 行 期 間 令和6年4月1日~令和9年3月31日
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日浜 松市告示第390号)の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格(業務委託 業種分類3006:警備業務委託(人的警備))の認定を受けているものであること。
- (3) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要とする条件を満たしていること。
 - ・警備業法に基づく静岡県公安委員会の警備業認定を受けた者。
 - ・静岡県公安委員会が指定する路線には、「警備員等の検定等に関する規則」に規定する交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格警備員を1名以上配置できること。 ・原則として1日2名を指定する日時に配備できること。
- (4) 浜松市上下水道部物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱が準用する浜松市 物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこ と。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法

律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

(6) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団 員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下 同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員 等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配 人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

3 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、業務委託等入札参加資格確認申請書(一般競争)(以下「確認申請書」という。)を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2 日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。
- 4 契約書案、入札心得及び仕様書等について
 - (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等(以下「仕様書等」という。)は、 別記の4により閲覧及び貸出し又は提供をする。
 - (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
 - (3)(2)の質問に対する回答は、入札執行日の前3日間浜松市上下水道部水道工事課において閲覧に供する。
- 5 説明会の日時及び場所等 説明会は実施しない。
- 6 一般競争入札執行の日時及び場所等 一般競争入札は、別記の6により執行する。
- 7 入札方法等
- (1) 本業務の入札は、警備業法の規定に基づく、警備員等の検定等に関する規則に規定する、交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格警備員(交通誘導員 A) 以外の警備員の平日作業 1 人当たり単価をもって入札するものとする。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- 8 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

9 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請を した者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において 2 に 掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

- (7) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)
- (4) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条 第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ね ている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例 (平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該 休日を除いて計算するものとする。

12 入札及び契約担当課

〒430-0906 浜松市中央区住吉五丁目13番1号

浜松市上下水道部水道工事課

電 話:053-474-7911 FAX:053-474-0247

E-mail: sd-kouji@hamamatsu.shizuoka.jp

【別記】

- 1 一般競争入札参加資格確認申請書
 - (1) 提出方法 持参すること。(郵送、FAX 及び電子メールによるものは受け付けない)
 - (2) 受付期間 令和6年2月9日(金)から令和6年3月11日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前9時から午後5時まで

 - (4) 様 式 浜松市水道事業及び下水道事業管理者が定める様式とする。
- 2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付
 - (1) 交付場所 上記1(3)に掲げる場所
 - (2) 日 時 令和6年 3月14日(木) 9時以降(午前9時から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
 - (3) その他 電話連絡等はしない。
- 3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求
 - (1) 方 法 文書により持参すること。(郵送、FAX 及び電子メールによるものは受け付けない)
 - (2) 提出期間 令和6年3月18日(月) (土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)午前9時00分から午後5時00分まで
 - (3) 提出先 浜松市上下水道部水道工事課
- 4 仕様書等の閲覧及び貸出し又は提供
 - (1) 閲覧及び貸出又は提供期間

令和6年2月9日(金)から 令和6年3月25日(月)まで (午前9時から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

(2) 貸出・提供方法及び貸出日数

貸出・提供部数は、1業者につき1部 (無料)

※貸出の場合のみ貸出日数は1日とする(貸出日の翌日 9時まで)

- (3) 場所 浜松市上下水道部水道工事課
- 5 仕様書等に対する質問
 - (1) 提出方法 文書により持参、郵送、FAX又は電子メールとする。
 - (2) 受付期間 令和6年2月13日(火)から 令和6年3月14日(木)まで (午前9時から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く) (郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)

6 入札執行日時等

- (1) 日時 令和6年3月26日(火) 11時
- (2) 場所 浜松市上下水道部住吉庁舎 第2会議室(第3会議室は控室)
- (3) その他 郵送、FAX及び電子メールによる入札はできない。